

地震からあなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度 申 事前にまちづくり推進課(市役所5階52番窓口) ☎内線2867へ

◆木造住宅耐震診断助成制度

ご自宅の耐震診断を行う際に、市が指定する診断機関を紹介し診断費用の一部を助成します。

◇対象

市内にある個人所有の木造住宅で、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)前に建築されたもの

◇助成額

診断費用の3分の2。ただし上限額は、①目安となる簡易的な診断＝4万円、②現行の建築基準法の耐震基準に適合しているか確認できる一般診断以上の診断＝10万円

◆木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から補強などの改修工事が必要と判定された住宅には、工事費用の一部を助成します。

◇対象

耐震診断助成制度を利用した診断で「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅

◇助成額

改修費用の3分の1(高齢者世帯と障がい者世帯には2分の1を助成)。ただし上限額は、①一部の補強などによる簡易改修＝30万円、②耐震基準を満たす改修＝50万円

くわしくは同課または市政窓口で配布しているパンフレットをご覧ください。

生け垣助成 申 事前に緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎内線2833へ

ブロック塀は地震の際に倒壊すると道路をふさぎ、さまざまな活動を妨げてしまいます。道路に面したブロック塀を生け垣に作り変える場合、または新たに生け垣を作る場合など、費用の一部を助成します。

◇助成要件

- (くわしくはお問い合わせください)
- ・生け垣を作る場所が道路に面している
 - ・緑化延長が2m以上である
 - ・緑化後5年以上保存する
 - ・相互に葉が触れ合う程度の密度で植える
 - ・樹木であること(プランター植えは不可)など

◇助成額

- 実際にかかった経費のうち、
- ①生け垣造成の助成…1mあたり14,000円まで(上限30m)
 - ②ブロック塀の撤去など…1mあたり10,000円まで(上限30m)
- くわしくは同課で配布するパンフレットをご覧ください。

固定資産税・都市計画税(家屋)の市独自減免制度

昭和57年1月1日以前から市内にある旧耐震基準で建築された家屋を、平成21年1月2日から27年12月31日までに建て替えるか耐震改修を行った場合、一定の条件でその住宅の固定資産税・都市計画税を申請により市が独自に減免します。

申 資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

◆建て替え

◇対象条件 建て替え前の家屋と新築された住宅がともに市内にあり、所有者が同じで取り壊しと新築が1年以内の場合

◇減免税額 新築住宅の固定資産税・都市計画税の全額(新築住宅減額制度適用後の税額)

◇減免期間 新たに固定資産税などが課される年度から3年度分

◆耐震改修

◇対象条件 下記減額制度と同じ

◇減免税額 下記減額制度適用後の固定資産税・都市計画税の全額(1戸あたり120㎡相当分まで)

◇減免期間 下記減額制度と同じ(ただし、①の改修期間は平成21年1月2日から)

住宅の耐震改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

申 資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

◇対象条件 昭和57年1月1日以前から市内にある住宅で、国が定める現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事(30万円以上)を行った場合

◇減額税額 工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で3年間)の固定資産税額の2分の1(1戸あたり120㎡相当分まで)

◇減額期間

- ①平成18年1月1日～21年12月31日に改修…3年間
- ②平成22年1月1日～24年12月31日に改修…2年間
- ③平成25年1月1日～27年12月31日に改修…1年間

東日本大震災関連情報

◆姉妹町・福島県矢吹町の復興を支援しています

矢吹町では、地震の影響により教育施設でも大きな被害を受け、中学校の図書室が損壊しました。そのため、市では5月7日に同町の復興支援として、(株)図書館流通センターから運送トラックなどの援助を受け、三鷹市立図書館が所蔵し、今後市内の教育施設などで再利用する予定であった青少年向け図書や絵本など約3,700冊を寄贈し、併せて現地で配架業務を支援する図書館司書など3人を派遣しました。

※1面市長コラムでも、市長から矢吹町長へ本を寄贈する様子をご紹介します。

問 同館 ☎43-9151

◆義援金へのご協力ありがとうございました

この間、多くの市民、団体、企業のみなさんから頂いた義援金(福島県矢吹町への義援金を含め、4月末現在で総額39,947,366円)は、日本赤十字社へ送金したほか、同町に災害支援に向かう市職員が直接届けました。義援金の受付は、9月30日(金)まで行っています。

問 社会福祉協議会 ☎46-1108

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用を開始します

6月1日(水)から

問 防災課 ☎内線2283

◆どんな仕組みですか？

すぐに対処が必要な地震関係情報や有事関係情報が、人工衛星を介して国から発信され、市の防災行政無線を使用して自動的に警報を放送します。放送が流れたら、テレビやラジオをつけてその後の情報に注意し、身の安全を確保して落ち着いて行動するようにしましょう。

◆どんな放送が流れますか？

国が緊急情報を発信した場合、下記の放送内容が流れます。

緊急情報の種類	放送内容
緊急地震速報 (多摩東部の予測震度が5弱以上の地震)	チャイム音に続き、「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」(繰り返し3回)
有事に関する情報 ・弾道ミサイル情報 ・航空攻撃情報 ・ゲリラ・特殊部隊 ・大規模テロ情報	有事サイレン音に続き、「〇〇情報。〇〇情報。当地域に〇〇の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」(繰り返し3回)



Q&A 第6回

東京多摩青果(株)三鷹市場跡地などで計画している「市民センター周辺地区防災公園街区整備事業」について、よくいただく質問をご紹介します。

問 都市再生推進本部事務局 ☎内線2051

事業概要

市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地を中心とした約2.0haに、災害時の一時避難場所となる防災公園、スポーツ施設とともに、老朽化した公共施設を集約化し多機能複合施設を整備します。

Q 集約することで場所が変わり、行きづらくなりませんか？

A 施設へのアクセスについては、最寄りの「三鷹市役所前」バス停・「三鷹農協前」バス停などを利用して、市内各所から来ることができますが、施設へのアクセス向上のため、コミュニティバスや既存路線バスによる交通ネットワークの変更・拡充についても検討していきます。また、第一・第二体育館、福祉会館の除却後のオープンスペースを駐車場にするなど、車での来場者の利便性向上を図っていきます。

Q どんな防災施設を作るのですか？

A 防災公園は災害時の一時避難場所になることから、避難時の中心となる広場を整備するほか、東側部分には、備蓄倉庫、災害用トイレ、炊き出しにも活用できる「かまどベンチ」などを設置する予定です。また、スポーツ施設部分は災害支援物資の保管場所としても利用する予定です。

国民健康保険 一部負担金減免制度

国民健康保険では、災害や失業などの特別な理由により、医療機関の窓口負担額(一部負担金)の支払いが困難な場合は、申請により一定期間、一部負担金の免除・減額・徴収猶予を行います。

申 保険課 ☎内線2386

◆対象要件

- ・災害により死亡または障がいを負ったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ・事業または業務の休廃止、

失業などにより収入が著しく減少したとき

- ・そのほかの特別な事情があったとき

※減免の種類は世帯全員の収入や資産の状況を調査したうえで決定します。

申 保険証、印鑑、世帯全員の収入が分かるもの、特別な理由に該当することが分かる証明書(罹災証明書など)、そのほか収入状況や申請理由が分かる書類を持参し同課(市役所1階9番窓口)へ